

千歳国際交流協会  
『私費留学生就学金助成要綱』

(目的)

第1条 この要綱は、千歳市内の大学等で学ぶ私費外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）及び外国留学をする者（以下「海外留学生」という。）に対して、千歳国際交流協会が助成を行うことにより、就学を支援し、国際理解を深め国際化に対応した人材の育成を図るとともに、留学期間中における市民と留学生との交流機会の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる留学生は次の各号のいずれにも該当するものとする。

| 対象者 | 海外留学生  | 外国人留学生  |
|-----|--|---|
| 要件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 千歳市に住所を有する者であること。</li> <li>(2) 外国の高等学校や短期大学、大学もしくはそれらに相当する教育機関において教育を受けること。</li> <li>(3) 留学期間が8週間以上であること。</li> <li>(4) これから留学する者であること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 千歳市に住所を有する者であること。</li> <li>(2) 千歳市内の専修学校、大学又は大学院に留学している者であって、留学期間が6か月以上のものであること。</li> <li>(3) 文部科学省の奨学金を受給していない者であること。</li> <li>(4) その他の奨学金を受給していない者又は受給していても奨学金の月額が文部科学省奨学金学部レベルの月額の8割以下の者であること。</li> </ul> |

(助成金)

第3条 助成金は、次の各号に掲げる留学期間の区分に応じ、当該各号に定める額を予算の範囲内で交付することができる。

| 対象者 | 海外留学生   | 外国人留学生  |
|-----|---|---|
| 助成額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 留学期間が8週間以上6ヶ月未満の場合 2万円</li> <li>(2) 留学期間が6ヶ月以上1年未満の場合 3万円</li> <li>(3) 留学期間が1年以上の場合 4万円</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 留学期間が6ヶ月以上1年未満の場合 3万円</li> <li>(2) 留学期間が1年以上の場合、4万円</li> </ul> |

2 同一申請者への助成は、1回限りとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して千歳国際交流協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

| 対象者  | 海外留学生  | 外国人留学生  |
|------|--|---|
| 申請書類 | (1)パスポート(写し)<br>(2)千歳市に居住していることを確認できる書類の写し<br>(3)査証など渡航資格を確認できる書類の写し<br>(4)留学先教育機関が発行する留学期間又は在学期間等を証する書類の写し<br>(5)留学終了後に報告書を提出することを確約する書類<br>(6)他から奨学金を受けている場合はその関係書類の写し | (1)パスポート(写し)<br>(2)千歳市に居住していることを確認できる書類の写し<br>(3)在留資格及び在留期間等を確認できる書類の写し<br>(4)留学先教育機関が発行する留学期間又は在学期間等を証する書類の写し<br>(5)留学先教育機関が発行する推薦書<br>(6)他から奨学金を受けている場合はその関係書類の写し |

2 前項各号に掲げるもののほか、会長は、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成の決定及び交付)

第5条 会長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その結果を助成金交付決定通知書により申請者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付日、交付方法等は、会長が定める。

(申請内容の変更)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、留学期間等を変更する場合は、速やかに変更承認申請書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第7条 会長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付の決定を受け、又はその交付を受けたときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 会長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 留学期間を短縮した場合
- (2) 海外留学生が、留学報告書を提出しない場合
- (3) 法令に抵触し又は公序良俗に反する行為を行った場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成18年5月16日から実施する。

附 則

この要綱は平成22年4月26日から実施する。